

安曇野市公営企業告示第 65 号

安曇野市告示第 539 号「令和 6 年度安曇野市建設工事等入札参加資格審査申請の受付について」の公示に基づき、水道施設工事に係る等級格付け及び新客観点数の加点項目について、別紙のとおり公示する。

令和 5 年 11 月 30 日

安曇野市長 太田 寛

# 令和6年度水道施設工事に係る等級格付け及び新客観点数の加点項目

令和5年11月30日

安曇野市で実施する令和6年度安曇野市建設工事等入札参加資格審査申請の中間受付における、水道施設工事に係る等級格付け及び新客観点数の加点項目について、下記のとおりとする。

## 記

### 1. 水道施設工事に係る等級格付け

安曇野市内に本社(本店)を有する水道施設工事業者を対象に等級格付けを行います。等級格付けにあたっては、経営事項審査の総合評定値に水道施設工事新客観点数を加えた資格総合点数により決定します。

等級格付けの対象は、建設業の水道施設工事業の許可を有していることに加え、過去2年間の施工実績を有するものに限りします。

### 2. 水道施設工事新客観点数の加点内容

新客観点数の加点上限は、水道施設工事の経営事項審査総合評定値の25%とし、以下の項目について加点します。

項目	説明
工事成績	令和3・4・5年度にしゅん工した工事の工事成績の平均点に応じ加(減)点する。(水道事業発注分のみが対象) $\text{加(減)点} = (\text{3年間平均点} - 65 \text{点}) \times 3.5$
表彰	令和2・3・4・5年度における安曇野市上下水道事業の優良工事表彰1回につき10点を加点する。(上限30点)
民間資格 ※1	令和5年10月1日において資格申請業種に、経営事項審査に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点(社会保険(健康保険)の被保険者又は他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者に限る。)加点する。(上限30点)
入札参加停止 ※2	令和4・5年度において安曇野市から入札参加資格停止の措置を受けた場合、入札参加停止月数×10点を減点する。(上限60点)
新技術登録 ※1	令和5年10月1日において、長野県が進める新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又は国土交通省が運用する新技術情報提供システム(NETIS)登録が確認できる者に加点する。県事業登録は1事業につき5点、NETISの評価情報登録は同5点、NETISの申請情報登録は同3点。(上限10点)
環境配慮 ※2	令和6年1月1日時点でエコアクション21又はISO14001の認証登録を受けているときに10点加点する。※経営事項審査でISO14001が「有」となっている場合も加点する。

<p>労働環境 ※1</p>	<p>①令和2年10月1日から令和5年10月1日の間における新規学卒者の社員採用：5点（採用した社員に技術職がいる場合、更に10点加点。）  ②令和5年10月1日における建設業法第26条に規定する主任技術者となる資格を有する女性技術者の社員雇用：5点  ③令和5年10月1日における労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）又は、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS（NEW COHSMS、Compact COHSMS））の認証取得：15点  ④令和5年10月1日において従業員100人以下の企業が、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、かつ、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する休業等制度を就業規則に規定している：10点  ⑤令和2年10月1日から令和5年10月1日の間に育児又は介護休業等を20日以上取得した実績：5点（取得者に男性を含む場合、更に5点加点。）  ⑥令和5年10月1日における「社員の子育て応援宣言！」の登録企業：3点（登録企業であって令和5年10月1日において「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けていた場合、更に7点加点。）  ⑦令和5年10月1日において「週休2日」等の休業制度が就業規則に規定されている企業：4週5休（又は年間休日82～93日）：3点、4週6休（又は年間休日94～119日）：5点、4週8休（又は年間休日120日以上）：10点  ⑧令和4年度における労働災害防止団体会法（昭和39年法律第118号）に規定する労働災害の防止を目的として組織された団体での活動企業：5点  ⑨令和5年10月1日において建設キャリアアップ（CCUS）を導入している場合：事業者登録で10点、技能労働者のうち登録されている技能労働者割合により、更に次の通り加点：10%以上50%未満で1点、50%以上80%未満で3点、80%以上で5点  ⑩令和5年10月1日において技能労働者の賃金の支払い形態が「月給制」の場合：技能労働者のうち月給制により支払いを行っている割合により、50%以上80%未満で6点、80%以上で10点</p>
<p>SDGs※1</p>	<p>県の申請日における長野県SDGs推進企業登録制度に登録：10点</p>
<p>合併等 ※1</p>	<p>令和元年10月1日から令和5年10月1日の間において、長野県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合：50点（営業譲渡は除く。）</p>
<p>地域貢献 ※2</p>	<p>①令和6年1月1日時点で安曇野市消防団協力事業所登録されている者：10点  ②令和3・4・5年度における安曇野市と除雪等の契約を締結した者：除雪の場合は10点/年、オペレーター又は融雪剤散布の場合は5点/年（上限30点）</p>
<p>労働福祉 ※1</p>	<p>①令和5年6月1日における障がい者の法定雇用率達成者：10点  ②令和5年10月1日において雇用義務のない者が障がい者を雇用：10点</p>
<p>水道事業待機業務</p>	<p>令和3・4・5年度における水道事業待機業務に登録した者：10点/年</p>

項目欄に「※1」がついているものについては長野県の新客観点数の加点項目と同一です。

項目欄に「※2」がついているものについては安曇野市の新客観点数の加点項目と同一です。